

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉本部 長寿社会課

法令名	老人福祉法	法令の番号	昭和38年7月11日法律第133号
許認可等の種類	社会福祉法人立の養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の認可	根拠条項	第15条第4項
審査基準	(1) 老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第15条第6項 (2) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年7月1日厚生省令第19号） (3) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第46号） (4) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月30日老発第307号 厚生省老人保健福祉局長通知） (5) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について （平成12年3月17日老発第214号 厚生省老人保健福祉局長通知）		
	受付 機関	長寿社会課 処理 機関	長寿社会課 交付 機関